

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
0120-876-126

サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問い合わせ
- ②基準価額のご照会
- ③給付金などの請求のお手続き
- ④ご契約内容の変更のお手続き

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00



基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
 掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- 「ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート」（年4回）
 ＊3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を翌月下旬以降にご郵送します。
- 「最低受取保証額ステップアップのお知らせ」 ＊ステップアップ保証率が変わった場合にご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。

「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに關しまして確認をご希望の場合には照会先「第一フロンティア生命03-6685-6500（大代表）」までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

●この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。

●募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

●お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

●保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

＊募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1

大崎ウイズタワー

電話 (03) 6685-6500 (大代表)

お客さまサービスセンター 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

17年4月版

Ⓔ B16F0421 (2017.1.20) 営業F2958-04 '17年3月作成

第一フロンティア生命の変額個人年金保険



年金原資運用実績連動保証型
 変額個人年金保険 (11)

風に耳をすましたら

新しい視界が開けてきた。

**この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする
 生命保険であり、預金とは異なります。**

⚠ ご検討、お申込みに際しては、運用方法や保障（証）内容がご自身のニーズと合った保険商品であるか、ご確認ください。

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

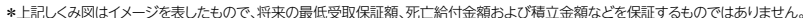
「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご理解のうえ、お申し込みください。

[引受保険会社]



<イメージ>

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。



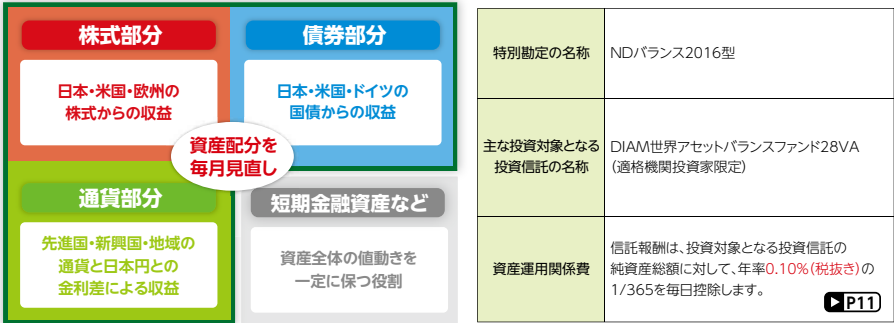
年金原資額として一時払保険料相当額またはステップアップした最低受取保証額が適用されるのは、運用期間満了時のみとなります。

P3

この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格の変動などによって損失が生じるおそれがあります。
くわしくは **P11・12** をお読みください。

運用のしくみ

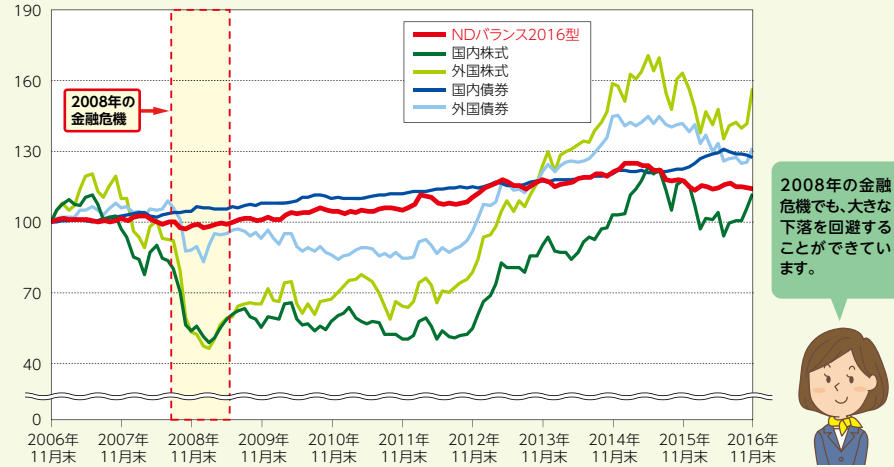
- 実質的に先進国の「株式」、先進国・新興国・地域の「通貨」、先進国の「債券」の3つの資産に投資を行います。
- さらに「短期金融資産など」に配分することで、資産全体の値動きを一定に保つよう調整します。



*特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をお読みください。

参考1 特別勘定「NDバランス2016型」と各参考指数の運用シミュレーション

特別勘定と同じ方法に従って計算したデータと、国内株式、外国株式、国内債券、外国債券の各参考指数について、2006年11月末を100として2016年11月末まで運用したと仮定した場合。



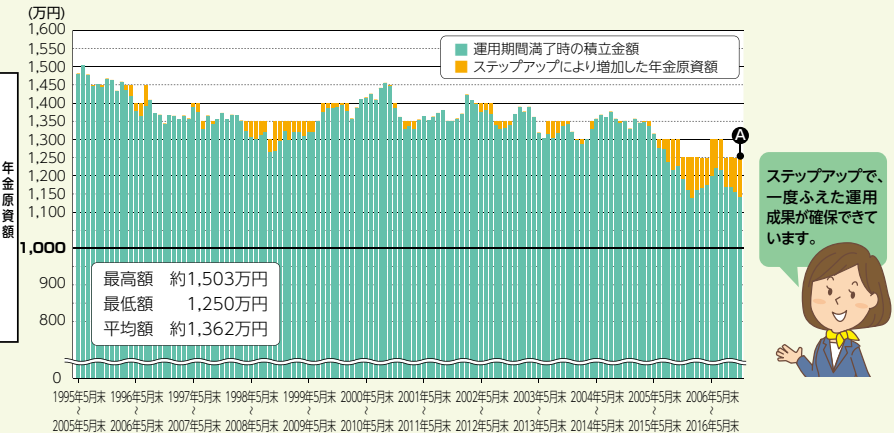
NDバランス2016型については、保険契約関係費・資産運用関係費控除後です。
【参考指数】国内株式:配当込みTOPIX、外国株式:MSCIコクサイ(gross、円ベース)、国内債券:野村BPI総合、外国債券:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
【データ出所】Copyright ©2017 Ibbotson Associates Japan, Inc.

●参考1、参考2および参考3は、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

参考2 年金原資額シミュレーション

保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前

保険料1,000万円を特別勘定と同じ方法に従い、1995年5月末から2006年11月末までに運用開始し、10年間運用したと仮定した場合。



1,500万円	1,450万円	1,400万円	1,350万円	1,300万円	1,250万円	1,200万円	1,150万円	1,100万円
1/139ケース	14/139ケース	38/139ケース	109/139ケース	129/139ケース	139/139ケース	139/139ケース	139/139ケース	139/139ケース

*確実性を保証するものではありません。

参考3 積立金額と最低受取保証額のシミュレーション

保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前

(上記 参考2 の A (2006年11月末～2016年11月末) のケース)

保険料1,000万円を特別勘定と同じ方法に従い、2006年11月末に運用開始し、2016年11月末まで運用したと仮定した場合。



契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたいことができますようお願いいたします。
「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

きたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などに

この冊子では、分かりやすさの観点から約款上の用語をつぎのとおり表記しています。

約款に記載の名称	この冊子での表記
運用実績連動保証金額	最低受取保証額

約款に記載の名称	この冊子での表記
運用実績連動保証率	ステップアップ保証率

1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー

- 電話 0120-876-126
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険のポイントは以下のとおりです

- この保険は、つぎのいずれか大きい金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の変額年金保険です。資産は特別勘定で運用されます。

- ① 年金支払開始日の前日末の積立金額
- ② 年金支払開始日の前日末の最低受取保証額※1

※1 最低受取保証額(正式名称:運用実績連動保証金額)

死亡給付金額および年金原資額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)にステップアップ保証率※2を乗じた金額となります。

※2 ステップアップ保証率(正式名称:運用実績連動保証率)

保険契約締結の際は100%とし、基本保険金額に対する積立金額の割合を毎日判定し、110%以上の5%ごとの率に到達するごとにその5%ごとの率に引き上がります(ステップアップします)。なお、ステップアップ保証率が下がることはなく、また上限もありません。

- 死亡給付金額および年金原資額は最低受取保証額が最低保証されます。ただし、年金原資額として基本保険金額(一時払保険料相当額)またはステップアップした最低受取保証額が適用されるのは、運用期間満了時のみとなります。

- 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます。※3

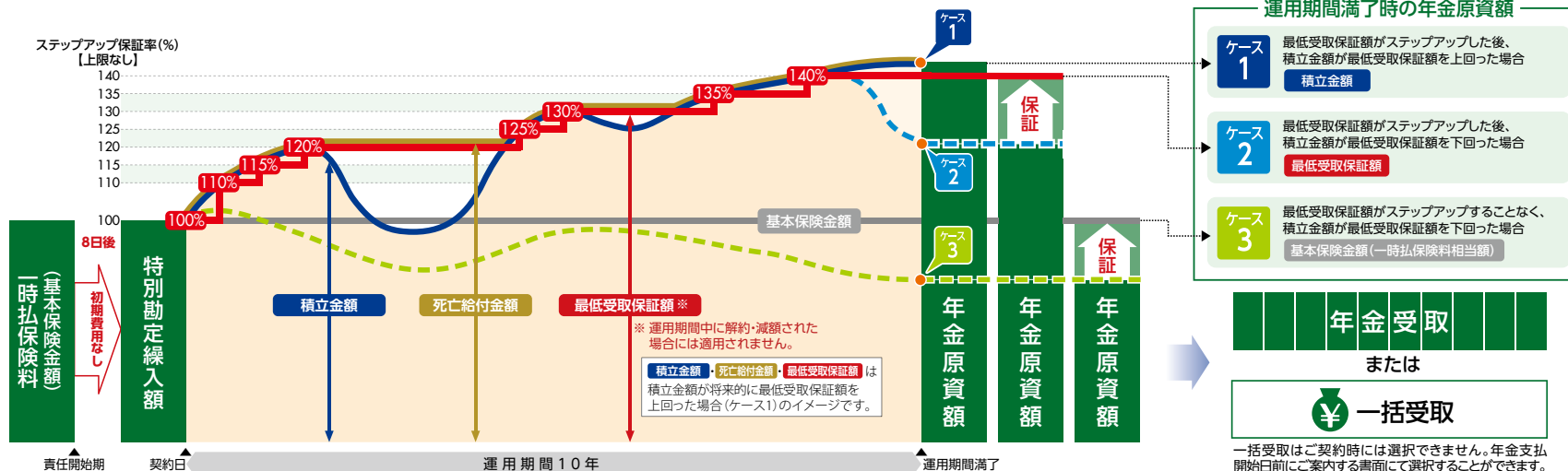
- ※3 一括受取はご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

＜この保険の費用・リスク＞

この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格の変動などによって損失が生じるおそれがあります。くわしくは▶P11・12をお読みください。

3 この保険のしくみ図は以下のとおりです

*下記のしくみ図はイメージを表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。



契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日または「保険契約のお申込みを承諾した日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

4 この保険では、年金または死亡給付金をお支払いします

年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

確定年金	年金受取開始年齢 [※]
・年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。  年金受取 ・年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。	10歳～90歳

一括受取（年金原資額の一時支払）

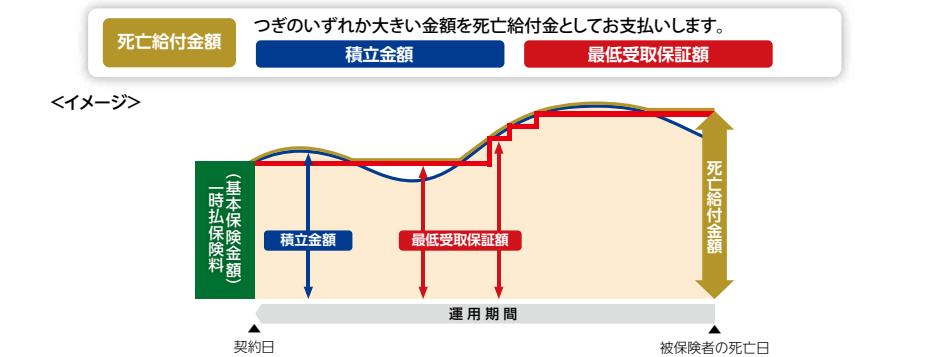
 一括受取	年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。
--	---

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

*年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
*年金額が30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
*年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます（年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります）。

死亡給付金

■被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日末における積立金額または最低受取保証額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。



■年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについての詳細は、P9をご参照ください。

5 運用期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額（一時払保険料）		200万円以上5億円以下（1万円単位） *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間		10年
契約年齢		0歳～80歳（契約日における被保険者の満年齢）
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。
後継年金受取人		被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間（回数）の変更を取り扱います。
年金支払開始日の変更		・年金支払開始日の繰延べを取り扱います。 ・「運用期間中年金支払移行特約」の付加により、契約日から1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日）を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上ある必要があります。なお、残存部分は継続します。 減額後の最低受取保証額は、減額後の基本保険金額にステップアップ保証率を乗じた金額となります。
契約者貸付		取り扱いません。

6 この保険には付加できる特約があります

■詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

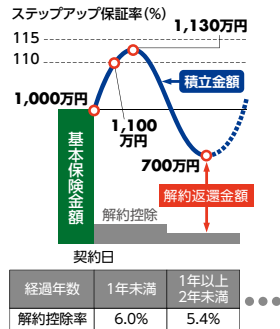
死亡給付金等の年金払特約	■死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回（5回きざみ））から選択いただけます。
運用期間中年金支払移行特約	■運用期間中に年金支払に移行することができます。 ■契約日から起算して1年以上経過している場合で年金支払開始日前に限り、付加できます。 ■特約年金の種類は、主契約の年金の種類と同様です。【P7をご参照ください】 ■特約年金原資額は、特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額となります。（解約控除適用後の解約返還金額が特約年金原資額となります）

7 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

8 解約返還金額は一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額は、特別勘定の運用実績により変動(増減)します。
- 基本保険金額(減額の場合は減額する部分の基本保険金額)に経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額(解約控除)が差し引かれます。

中途解約した場合(イメージ)



[例] 基本保険金額1,000万円、
110%にステップアップした後
契約日から1年6ヵ月後に中途解約した場合

解約返還金額は、
①解約返還金計算日末の積立金額から、
②解約控除
(解約返還金計算日末の基本保険金額)
×
経過年数に応じた解約控除率
を差し引いた金額となります。
このケースの場合、
①700万円－②54万円(1,000万円×5.4%)
= 646万円となります。

9 年金支払開始日を繰り延べることができます

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間は最長1年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします(80歳でご契約の場合、年金支払開始日の繰延べのお取扱いはありません)。
- 繰延べ前の年金支払開始日の前日末における積立金額または最低受取保証額のいずれか大きい金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。
- 繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されます。

10 特別勘定の概要とその投資リスクは以下のとおりです

- 特別勘定は、以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

特別勘定の名称:NDバランス2016型

主な投資対象となる投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド28VA(適格機関投資家限定)
運用会社	アセットマネジメントOne株式会社
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、年率0.10%(税抜き)の1/365を毎日控除します。
投資方針	先進国(日本・米国・欧州)の株式、先進国・地域および新興国・地域の通貨、先進国(日本・米国・欧州)の債券などを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

- 各資産の実質的な運用内容は、以下のとおりです。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

資産種類		実質的な運用内容	
株式	日本	日経225先物	
	米国	S&P500指数先物	
	欧州	ユーロストックス50指数先物	
通貨	先進国・地域	豪ドル、カナダ・ドル、スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、ノルウェー・クローネ、ニュージーランド・ドル、スウェーデン・クローナ、米ドル	先進国・地域9通貨、および新興国・地域16通貨の中から相対的に金利の高い5通貨を選びます。 対象通貨は月次で見直します。
	新興国・地域	ブラジル・レアル、チリ・ペソ、メキシコ・ペソ、チェコ・コルナ、ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズウォティ、トルコ・リラ、南アフリカ・ランド、ロシア・ルーブル、イスラエル・シェケル、インドネシア・ルピア、インド・ルピー、韓国・ウォン、フィリピン・ペソ、シンガポール・ドル、台湾・ドル	
債券	日本	日本10年国債先物	
	米国	米国10年国債先物	
	欧州	ドイツ10年国債先物	
短期金融資産など		現金	

*法令や規制方針の変更により、やむを得ず投資対象を変更することがあります。

- この保険の主な投資リスクは次のとおりですが、この他にも投資リスクがあります。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、資産価値が減少することがあります。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。

- 特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

11 お客さまに負担していただく諸費用があります

- 費用の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい
 込みいただきますようお願いいたします。
 この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の

い事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し
 内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。



お客さまに負担していただく諸費用について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

運用期間中

■すべてのご契約者に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の 最低保証や ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.98%	左記の年率の1/365を 積立金から毎日控除します。
資産運用関係費 ※ 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して年率 0.10%(税抜き)	左記の年率の1/365を 投資信託の 信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にか
 かる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによっ
 て手数料率が変わるなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は
 2017年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

■特定のご契約者に負担していただく費用

特別勘定による運用期間中にご契約を解約・減額する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項 目	費 用	時 期
解約控除 ご契約の解約などに 必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数に応じた解約控除率を 乗じた金額	ご契約の解約などの際に 積立金から控除します。

解約返還金額の計算方法

解約返還金計算日末の積立金額 - 解約返還金計算日末の基本保険金額 × 解約控除率(下表参照)

解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

年金受取期間中

年金支払開始日以後に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費) ※ 年金支払管理に 必要な費用です。	受取年金額に対して 0.35%	年金支払開始日以後、 年金支払日に控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が
 年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2017年2月現在
 の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、
 年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「運用期間中年金
 支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。



解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払
 保険料相当額を下回る場合があります(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する
 場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です)。年金原資額
 として一時払保険料相当額またはステップアップした最低受取保証額が適用されるのは、
 運用期間満了時のみとなります。



投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

- この保険は、先進国(日本・米国・欧州)の株式、先進国・地域および新興国・地域の通貨、先進国
 (日本・米国・欧州)の債券などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付
 金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価、債券価格および為替の変動など
 により、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれ
 があります。
- これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりで
 なかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に
 何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約の
 しおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分に
 ご確認ください。

1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます)**であれば、**書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)**を**することができます**。
- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により第一フロンティア生命あてに送付してください。
 <送り先>〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター
- お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などできません。
- クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

2 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、**第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます**。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の契約日は、**第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります**。
- 第一フロンティア生命は、**第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します**(保有口数の算出日は第一フロンティア生命が特別勘定に繰り入れる日となります)。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返還金などが借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取り扱いできません。

4 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(**ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取る目的で事故を起こしたときなど**)
- 死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

5 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額の計算方法など詳細はP11をご参照ください。

6 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

7 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

8 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2ヵ月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

9 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります。
- 詳細については「ご契約のしおり・約款」の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い」をお読みください。

10 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)。お問合わせ先については、第一フロンティア生命お客さまサービスセンター(0120-876-126)までご連絡ください。
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

11 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

12 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター ☎ 0120-876-126 営業時間：月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)
9:00～17:00

13 税務のお取扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取扱いは2017年2月現在のもです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

※2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。つぎの記載内容は、これを加味しています。

ご契約時

■お払いいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。

※契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件

ご契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人か配偶者またはその他の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）であること。

運用期間中

■解約・減額時の差益に対する課税

契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
20.315%源泉分離課税	所得税（一時所得※1）+住民税

■死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得※1）+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

年金受取期間中

■一括受取（年金原資額の一時支払）時の課税

所得税（一時所得※1）+住民税の対象となります。

※ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■年金受取時の課税

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税（雑所得※2）+住民税	所得税（一時所得※1）+住民税

※ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

※1 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象額 =
$$\left(\begin{array}{c} \text{収入} \\ \text{(受取額)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{必要経費} \\ \text{(払込保険料)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合（「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます）、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。